

中華民国憲法の特質

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2013-05-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 善明 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/15283

中華民国憲法の特質

吉 田 善 明

The summary of the Constitution in the Republic of China

Yoshiaki Yoshida

1. はじめに

アジア諸国における一連の憲法研究の中で本年度の研究は、主として中華民国憲法の研究に焦点をおいた。

中華民国憲法は、1946年12月に制定された。この憲法が制定されてのち、中国では内乱がおこり、蔣政府は中華民国台湾省に移った。内乱の結果勝利を得た革命軍は、1949年9月に北京を首都として中華人民共和国の建設を発表し、1949年に中華人民共和国憲法を制定した。この結果、1949年に台湾省に移った中華民国蔣政府は、台北を首都とし、1947年制定の中華民国憲法をそのまま採用している。したがって、中華民国憲法の適用範囲は中華人民共和国憲法の適用が実質上およびない台湾省およびその近隣諸島（澎湖、金門、馬祖、緑島など）に限定されている。

ところで、現在採用されている中華民国憲法は、中華民国の憲法というものの、国連では、1971年10月25日、国家としての存在を否定されたところのものである。わが国も公式には台湾に首都を置く中華民国といった国家の存在を否定している。だが、前述したように、台湾およびその近隣諸島（澎湖、金門、馬祖、緑島）は、現実に中華人民共和国憲法の適用を受けず、中華民国として宣言し、中華民国憲法およびその諸法律の適用のもとにあることは否定できない。

小稿は右のような複雑な状況下に現在、台湾およびその諸島で適用されている中華民国憲法の特質についてのべていきたい。

2. 中華民国憲法の制憲過程

台湾および近隣諸島で適用される中華民国憲法は、1946年に制定された。当時、政府は、全国民の一致団結と和平建国ならびに憲政の安定を求める意図で、1946（民国35）年1月10日、共産党、民主同盟、青年党および一般の著名人を重慶に招請し、政治協商会議を開いた（Lawrence Ward Beer, *Constitutionalism in Asia*, —Asian Views of the American Influx—

nce— (1979), p.45)。その中で「憲章修正原則」12条が可決され、政府は、直ちに憲法草案審議会を組織し、政治協商会議の政府代表と共産党、青年党、民主同盟各代表や一般著名人代表を推せんした。

政治協商会議は、憲法改正の基本原則を議決し、あらためて憲法草案審査委員会を組織した。そして、これを受けた委員会は、基本原則を中心に各方面からの意見を検討、整理し、「5.5憲章改正案」を作成した。その後、国民政府は、招集令を公布し、1946（民国35）年4月15日、南京で国民大会を開催して憲法制定作業にはいった。共産党はこの大会への参加を拒否し、民主同盟および青年党も参加の態度を保留したが、政府は招集を決意した。そして、同年11月12日制憲工作を進めるための招集令を公布し、11月15日に、制憲国民大会が南京公会堂で開かれた。結果的には、共産党を除く、民主同盟、青年党および一般著名人も参加し、同年12月25日の開会までの42日間にわたり、憲法案の内容が審議、検討され、「中華民国憲法」の制定となった。この憲法は14章175条からなる。第1章総綱、第2章人民の権利義務、第3章国民大会、第4章大統領、第5章行政、第6章立法、第7章司法、第8章考試、第9章監察、第10章中央と地方の権限、第11章地方制度、第12章選挙、罷免、創制、複決、第13章基本国策、第14章憲法の施行および改正といった構成である。

3. 中華民国憲法の特質

中華民国憲法は、要約していえば、3つの特徴を有している。第1に、憲法の思想的基盤となっている三民主義（民族主義、民権主義および民生主義）を骨格とし、第2に、このもとで中華民国人の権利義務が構成され、第3に、これらの権利、義務をまもるための制度として五権分立制といった制度を採用している。

(1) 三民主義について

中華民国憲法の前文に、「中華民国国民大会は全国民の委託を受け、孫中山先生の中華民国創立の遺教に基づき、国権を強固にし、……全国に発布施行して……」と規定する。つまり、前文には、中華民国の憲法は全国民の委託を受けた国民大会によって、しかも、「孫中山先生の遺教に基づき」いて制定されたことを明らかにする。孫中山先生とは孫文である。したがって、孫文の三民主義が憲法の思想的基礎になっているということが明らかとなる。孫文の三民主義学説すなわち、「民族主義」、「民権主義」および「民生主義」は、アメリカ大統領であったE・リンカーンの「of the people, for the people and by the people」に強い影響を受けたといわれている。孫文はこの三民主

義の根拠を(i)中国の伝統思想, (ii)西欧の思想, (iii)孫文独創思想に求めて構成したといわれる。まず、第1の「民族主義」は、外圧に抑制された中華民族の解放、国内民族の平等そして世界各民族の解放を目指す。そのためには、民国における民族の地位の回復が重要であり、これは王道文化の発揚と欧米の科学修得の併進によるものであるとする。

第2の「民権主義」は、専制政治の害悪を歴史的教訓として、人民による政治を進めなければならないとする考え方である。すなわち、全人民による政治主義、主権在民主義、直接民主主義を原理とする。しかし、この民権はJ・ルソー流の天赋人權に由来するものではなく、中華民国を支持する国民のみに享受されたものである。ここ見解から権利と義務との同視思想が生れる。

第3の「民生主義」は、中国における人民生活の貧困という認識から生れる。すなわち、中国では、資本主義の弊害である機械生産、利潤追求、私有財産、自由競争および分配の不平等によって、貧富の差が拡大し、企業合併と階級対立の激化、少数人の幸福等を生み出す。これらを是正するために、国家のもとで経済平等主義(土地所有権の平均化、資本に対する制約など)を重視しなければならないとする。しかし、この孫文の民生主義はマルクスの思想とは全く異なる。すなわち、マルクスは、社会変革の主要因を「物質の生産力と生産方式」に求めるのに対し、孫文は、人類が民生問題(よりよい生存を)を解決するために、生産手段を変革するのであり、したがって、「民生問題が社会進化の原動力であるとする。物質を精神との関係について、マルクスは「社会の存在が人間の意識を決定する。人間の意識が社会の存在を決定するのではない」とするのに対し、孫文は「人間の社会は物質と精神との併存であって」、その間に主従の関係はないとのべる。また、政治、文化と物質との関係について、マルクスは「経済は下部構造であり、政治、法律は上部構造である。上部構造は下部構造によって変化する」と主張するので対し、孫文は「政治と経済と文化は互いに影響し合うものである」と主張する。

(2) 人民の権利・義務

孫文による右の三民主義思想を前提に国家と国民との権利・義務関係が定められる。一般概説書(羅志淵編「中国憲法与政府」)によると、中華民国人民の権利を自由権、受益権、参政権に類別し、それぞれを説明する。

まず、自由権であるが、西欧諸国にみられる天赋人權、自然法思想を背景にした理解の仕方ではなく、孫

文思想の具体化である。すなわち、孫文は、自由は「国家の自由」と個人の自由の2種類に類別する。そして「国家の自由」は個人の自由より優越的な地位にたつという。もとより、個人の自由は抹殺すべきことではないが、国家の自由と衝突する場合は前者を捨てて、後者を確保しなければならないと考えている。ところで、孫文のいう国家の自由とは何かが問題となる。一般書では、対外の独立自主権であると説明する。主権の独立なくして個人の自由があり得ない。したがって、主権の独立を維持することが第1であり、その維持によってこそ、個人の自由が確保されると考えている、のである。

また、平等についても、孫文はルソーの自由、平等論を批判し、人間は生れながら不平等であることを前提に構成する。すなわち、人類の才能は、先知先覚、後知後覚、不知不覚の3種類がある。この3種類の人を調和し、平等にならしめれば人々は奉仕を目的とし、奪取を目的としなくなる。先知先覚者は千、万人に奉仕し、後知後覚者は十、百人に奉仕し、不知不覚者は少なくとも自分自身の幸福に奉仕する。このように天は人を聡明才智不幸等に生れさせても、人間に奉仕道徳心が発達していけば平等をもたらしこととなる。これが平等の精義にほかならないとしている。

ところで、こうした自由、平等の考え方が、とりわけ、自由の理解の仕方が中華民国憲法の条文に具体的な形であられる。すなわち、それは個人の自由を保障しながらも、国家の自由を達成するためには、いつでも法律によって制限されるといった見解である。やや具体的にみていこう。

中華民国憲法では、まず第1に自由権の内容として、(i)人身の自由……人民身体の自由(第8条)を掲げる。この規定によれば、身体の自由は現行犯を除き、司法あるいは警察機関の法定の手続きによらないで逮捕、拘禁はできない。法院(裁判所)は法定の手続によらないで、審問、処罰はできないと定める。つづいて、(ii)居住および移転の自由(10条)、意見発表の自由(第11条)、宗教信仰の自由(第13条)、会合の自由……集会・結社の自由(第14条)および秘密通信の自由(第12条)などを定める。しかも、これらの自由については、わが国の憲法同様条文それ自体に条件(法律の留保など)はない。ところが、中華民国憲法23条では、(i)他人の自由の侵害を防ぐため、(ii)差し迫った危機を避けるため、(iii)社会的秩序を維持するため、さらに(iv)公共の福祉を進めるために一定の条件をつけることができる、としている。この規定によって、ほとんどの自由権の制限は可能となる。

第2は受益権である。憲法概説書では、(i)請願権(第16条)、(ii)訴願権(第16条行政救済の方式の1つ)、(iii)訴訟権(第16条)、(iv)受教育権(第21条)、(v)生存権(第15条)などをあげている(羅志淵「中国憲法と政府」400頁以下)。基本権を確保するための基本権として、請願権、訴願権、訴訟権を1つの条文(憲16条)内で保障し、請願権の権利性をより高める配慮をしている。

また、受益権である生存権を職業権と財産権と同じ条文であつかっているのも特徴である。すなわち、職業権と財産権の経済的自由はこの生存権との関係を無視しては認められないといった一体的把握である。この考え方は「民は国の本」であるとする孫文思想の具体化としての強調であるといえる。

第3は参政権である。この権利は前述したように、実体的内容の基本権を確保するための権利である。選挙権(17条)、罷免権(17条)、創制権(17条)、複決権(17条)などについて定める。これらの4つの権利は孫文思想を具体化したものである。とくに、創制権とは、人民が国会に対し、ある法律の制定を請求し、あるいはまた、草案を起草し議会に提出し議決を請求する権利を意味する。また、複決権とは、議会で決議した重要法案に対して民衆が最後に決裁を有する権利である。つまり前者はイニシアチブを意味し、後者はレファレンダムを意味する。

そのほか義務規定として、納税の義務(19条)、兵役の義務(20条)、国民教育の義務(21条)の三大義務を定める。とりわけ、兵役の義務については「人民は法律により兵役の義務を負う」とし、兵役法では、中華民國の男子満18歳に達した翌年の1月1日からその義務を負うと定める。

(3) 政治構造

中華民國の中央政治組織の特質は、(i)国民大会と總統制と(ii)西欧諸国の三権分立体制と異なった「五権分立」体制を採用していることにある。

(i) 国民大会と總統制

中華民國憲法は、一説によれば、大統領制と内閣制の優れている点を併有しているといわれている。しかも、前述したように憲法の制定過程は極めて複雑で、政党が乱立し、しかも政治組織が不健全であった。したがって、それらの争いが憲法の制定にあらわれ、各党各派の妥協的産物という形で制定されている。そこで、中央政治組織の中枢に強力な總統制を置き、立法ないし行政院とは別個の組織として国民大会を設け總統の選出機関とした。

国民大会は、全国民の代表機関であり、重要な政権

を行使する(憲25条)。すなわち、(i)總統、副總統の選挙、罷免、(ii)憲法の改正、(iii)立法院の提出する憲法改正案の決議を行なう。現在の国民大会と「5.5憲章改正案」と比較してみると、現在の国民大会は権限においては非常に制限され、実際は、中華民國の總統および副總統を選出するにすぎない状態であるといわれている。その点で、この制度はアメリカ大統領選挙人団に類似しているといえよう(Lawrence Ward Beer, *Constitutionalism in Asia — Asia Views of the American Influence—* (1979) p. 46)。

国民大会は、3,045名で構成され(第1回選挙)、任期は6年である。選出母体は、各県市の選出代表1名、蒙古の選出代表、チベットの選出代表、各民族の辺疆地区における選出代表、国外にいる在留邦人の選出代表、職業団体の選出代表および婦人団体の選出代表である(憲26条)。とくに、地域的代表的原則としながら少数民族、職業団体、婦人団体の代表を選出する規定を設けているのはユニークな面である。しかし、こうした選出母体による選出も、政府が台湾省に移ることによって事実上不可能となる。そこで、1958年に、国民大会の定足数について、司法院大法官會議は「国民大会の代表は台北で招集しうる者だけを総数にする」という解釈をした。1972年5月現在の国民大会代表は1,374人である(台湾問題研究所「中華民國年鑑」1972年版10頁)。

国民大会によって選ばれた總統の権限は強力である。總統は対外的には国を代表する元首であり(憲35条)、対内的には五院の調整者である。中華民國憲法ではつぎのような職権を定める。

- (i)外に対して中華民國を代表する(憲35条)。
- (ii)全国の陸・海・空軍を統率する(憲36条)。
- (iii)法律を公布し、命令を發布する(憲37条)。
- (iv)条約締結および宣戦、調和の権を行使する(憲38条)。
- (v)戒嚴および解嚴を宣布する(憲39条)。
- (vi)大赦、特赦、減刑および復権の権を行使する。
- (vii)文武官員を任免する(憲41条)。
- (viii)栄典を授与する(憲42条)。
- (ix)立法院に対し、行政院長および審計長を指名する(憲55条および104条)。
- (x)監察院に対し、司法院長、同副院長、大法官および考試院長、同副院長、考試委員を指名する(憲79条)。
- (xi)緊急命令を發布する(憲43条)。
- (xii)行政院は立法院が変更する重要政策の決議および決議して難行する法律案、予算案、条約案に対し、総

統の許可を得て立法院に覆議（再審）を要請できる（憲57条）。

(xiii)関係各院長の合同を招集し、院と院との間の確執を解決する（憲44条）。

(xiv)法により、国民大会を招集する（憲29条）。

このように総統の権限は強力である。ことに、かれは行政院会議の議長として、あらゆる機会を通して行政院に影響をおよぼすばかりか、国家の重大な問題に対して決定権を行使する。その点で、アメリカ大統領の権限に類似している。

(ii) 五権分立体制

中華民国の政治組織は、総統のもとに西欧諸国でみられない五権分立制を採用している。すなわち、行政院、立法院、司法院、考試院、監察院の五権体制である。とくに、考試院、監察院の存在は中華民国憲法の特色の1つである。しかし現実には、西欧型の三権分立制を採用している国でさえ、公務員の人事については、公務員に関する人事機構（たとえば、わが国では人事院など）が、行政権からやや独立した型で存在し、また、国の会計監査については会計監査に関する機構（たとえば、わが国の会計検査院）が、行政権あるいは立法権から少なからず独立した地位にあることをおもうとき、中華民国の制度はむしろ注目しうるものといえる。以下、「五権分立」の内容について若干検討しておく。

(a)行政院。行政院は国家の最高行政機関である（憲53条）。行政院院長（首相）は総統が指名し、立法院の同意を経て任命する。行政院副院長、各部会を管理しない政務委員は、行政院長の具申によって総統が任命する。行政院は、院長、副院長のもとに8部（内政部、外交部、国防部、財政部、教育部、司法行政部、經濟部、交通部）、委員会（蒙藏、僑務）からなる。また、行政院は、法律案、予算案、戒嚴案、大赦案、宣戰案、講和案、条約案の提出権を有し、また、立法院に対して施政方針および施政報告を提出する責任を負う。立法案は、行政院の重要な政策に対し、賛同できない場合は決議をもって行政院にこの変更を求めることができる（憲57条）。さらにまた、行政院は、立法院が決議した法律案、予算案、条約案に対して、もし実施が困難を認める場合は、総統の裁可を経て、その決議案が行政院に送付されてから10日に立法院の復議を求めることができる（憲57条Ⅲ）。中華民国の行政院と立法院との前述した関係をみる限り、わが国の議院内閣制のそれと類似している。しかし、反面、立法院のメンバーと政府のメンバーとを兼職することは禁止され、立法院を行政院の長官（首相）は解散する

ことはできない。

(b)立法院。中華民国の立法院は、国民大会、監察院とともに国会にあたる国家最高の立法機関である（憲62条）。立法院の権限は、法律案、予算案、戒嚴案、大赦案、宣戰案、条約案に対する議決権をはじめ、行政院長の同意権、行政院に対する優越的な監督権を行使する。立法院に法律案の提出規定がみられないのも1つの特色といえよう。立法院の組織は、各省、各直轄市からの選出者、蒙古の選出者、チベットの選出者、各民族の辺疆地方における選出者、国外に居住する国民の選出者、職業団体の選出者および、国民大会の代表構成でみられた婦人団体の代表からなる。立法院長、副院長は立法院委員が互選する（憲66条）。立法院委員の定数773名、任期は3年である（憲65法）。立法委員の選挙は、1948年5月に第1回の選挙が行なわれ、任期は1951年5月であった。しかし、当時の内乱で政府が台湾省に移動したことから全国選挙が不可能となった。したがって、それ以来選挙が行なわれず任期を延長し、現在にいたっている。ただ、1965年12月には欠員補充が行なわれ、あらたに11名が加わった。1972年5月、現在の総数は427人である（台湾問題研究所「中華民国年鑑」1972年版）。

(c)司法院。司法院は、民事、刑事、行政訴訟の審判および公務員の懲戒を掌理する。現在、中華民国では最高法院（民事裁判、刑事裁判）行政法院および公務員懲戒委員会の4種類の裁判所によって審判が行なわれている（憲77条）。司法院院長、副院長は総統が指名し、監察院の同意を得て任命する（憲79条）。

なお、中華民国では、憲法を解釈し、法律および命令を解釈する機関として司法院のもとにありながら司法院大法官会議といった特別機関を設ける。この大法官会議における解釈は、政府機関および人民の要求によってのみなされ、大法官会議自らのイニシアチヴで行なうことはできない。したがって、アメリカ合衆国やわが国の裁判所にみられるような司法審査権は、通常の裁判所に存在しない。しかも、その訴えは、訴訟が継続中で高等法院への控訴の理由の中で、これを陳述することからはじまる（Lawrence Ward Beer, *Constitutionalism in Asia, —Asia Views of the American Influence—* (1979)。この大法官会議のメンバーは、総統が指名し、監察院の同意を経て任命する。現在17名で構成されている。

最高法院は、民事事件と刑事事件についての最終的決定権をもつ最高裁判所である。この最高法院のもとには地方裁判所と最高裁判所があり、わが国と同じように三審制を採用している。最高法院は、下級裁判所

から訴えられたすべての民事および刑事事件に対する最終裁判所である。しかし、ここでは憲法違反か否かを争う事件を扱わない。現在、最高法院は首席裁判官のほか、刑事部門と民事部門を合せて50名の裁判官がいる (Tht Supreme Court R. O. C., A. Brief Introduction to the Court System of the Republic of China, p. 8)。刑・民事部門の法廷は5名で構成される。最高法院は民・刑事法廷会議を毎月1回あるいはそれ以上に開いて、法律問題を解決し法の司法的見解を統一し、新しい先例の大意を審議している。先例委員会 (A Precedent Compilation Committee) は最高法院に設けられ、先例を確認する機関である。1927年から1974年までに9,400件の先例があり、公開されている。高等法院、地方裁判所の各所長は、裁判官の1人として裁判にあたりながら、裁判所全体の行政問題を監督する。

裁判官は法に従うほかは完全に自由でありいかなる干渉も受けない (憲80条)。また裁判官の身分は保障され、刑事上の犯罪および懲戒を受けた場合でなければ解職されない (憲81条)。1980年6月まで、裁判官の人事権は、わが国で戦前みられたように行政機関である司法省が握っていたが、7月より最高法院に移された。これによって裁判所 (官) の独立は一層高められたように思われる。

(d) 考試院。考試院は、公務員の考試、任用、銓叙、考績、級俸、昇進、保障、撫恤、退休、養老等の事項を掌理する機関である (憲83条)。

考試院委員は19人 (法定数) で構成され任期は院長、副院長を含めて3年である。考試委員は總統の指名により監察院の同意を経て任命される (憲84条)。そして、院長、副院長、考試委員で考試院會議を構成し、考試に関する事項を決定する。考試に関する事項を決定し、法案化の必要があるときは、自ら法案の提出権を持っている。

考試院は考選部、銓叙部の2部門からなる。考選部は、(i) 公務員の試験、選抜に関する事項、(ii) 専門職業、技術人員の試験、選抜に関する事項、(iii) 典試 (試験監督) 委員会の組織に関する事項、(iv) 合格者の発表、整理事項、(v) その他考試に係る事項などを取扱う。銓叙部は、(i) 公務員の登録事項、(ii) 試験合格者の分類登録事項、(iii) 公務員の成績査定、(iv) 登録事項、(v) 公務員の任免事項、昇降、転属および資格審査事項、(vi) 公務員の俸給および奨励審査登録事項、(vii) 公務員の保障、撫恤、退休、養老事項、(viii) 各機関の人事機構、管理事項などを取扱う。

(e) 監察院。監察院も、考試院と同様、中華民國憲法

の特徴の1つである。三権分立制を採用する西欧諸国の憲法では、会計監査のみを対象とする監察制について定めるもの一般行政監察制を独立した1つの権力機関として設けている国はない。しかし、近年では、会計監査に限定せず、一般行政監察にも拡大してこうとする傾向があらわれ、スウェーデン、デンマークなどをモデルに、オムブスマンあるいは議会コミッショナーとしてその設置がなされてきている。西欧諸国のこれらの制度に先行して設置されている。すなわち、中華民國憲法のもとでの監察院は、司法院長、副院長、大法官、考試院院長、副院長、考試委員の同意権をはじめ、弾劾権、糾挙権、是正権、調査権、審計 (決算) 権などを有すると定め一般行政監察はもとより会計監察まで含め非常に広汎である。これらの権限についてやや具体的に説明しよう。

(i) 同意権。司法院長、副院長、大法官、考試院院長、副院長、考試委員については總統が指名し、監察院は同意する権限を有する。同意権は出席議員の過半数の決議が必要である。(ii) 弾劾権。總統、副總統に対する弾劾は、監察委員総数の4分の1以上が提案し、委員総数の過半数以上の審査および決議を得て国民大会に提出しなければならない (憲10条)。また、地方公務員に対する弾劾は、監察委員の1人以上の提案で、9人以上の審査および決定を得て提出することができる (憲98条)。ただし立法院委員についての弾劾権はない。立法院委員の弾劾をみとめていないのは、立法院委員は選挙によって国民がコントロールしているという趣旨によるものである。(iii) 糾挙権。公務員の違法、失職行為に対する処分である。この糾挙権の手続は比較的簡単で、しかも敏速であるといわれている。すなわち、監察院委員は公務員の違法、失職行為に対し、迅速に停職あるいはその他の処分をとるべきであると認めた場合、書面によって糾挙手続をする。糾挙案が審査を経て不成立と認められ、しかも提案の委員に異議があるときは、直ちにその糾挙案を他の監察院委員3人以上のものの審査に付し、最終決定をしなければならない。(iv) 是正権。公務員の違法あるいは失職行為に対して行使しうる権限が弾劾権、糾挙権であるのに比べ、是正権は関係ある諸機関に改善、注意を督促する権限である。行政院あるいは関係諸部、委員会は、是正案を受けとったのち、直ちに適当な改善および処置をとらなければならない。(v) 調査権。監察院は行政院およびその部会の業務に照して、それぞれの委員会を設置し、あらゆる施設の調査や、違法、失職行為があるか否かを検討する。その調査権はつぎの方法によってなされる。第1に、監察院委員が国民の投

中央監査院組織（黄立德「中国監査制度」81頁）

	称 名	設 置	職 務
	院 長 副 院 長	監察委員の互選	1. 総理院務 2. 所属機関の監督 3. 院会の主席となる
委 員 会	内政委員会委員 外交委員会委員 国防委員会委員 財政委員会委員 経済委員会委員 教育委員会委員 交通委員会委員 司法委員会委員 政 委員会委員 僑政委員会委員	1. 各委員会委員は監察委員で分担。1人の委員につき、2つ以上の委員会に参加することはできない。 1つの委員のメンバー30人以上超過してはならない。 2. 各委員会の委員の人数は20人に満たない召集人1人を設ける。20人以上の場合には2人の召集人を設ける。召集人は当該委員会で互選する。任期1年、再任は許されない。 3. 各委員会の召集人は外の委員会の召集人を兼ねることはできない。	1. 同意権の行使 弾劾権、糾問権、弾劾権、各種委員会の提案権 2. 各地方機関に巡回監察を設けることができる。 3. 各地方の巡回監察で設けることができるもの。行政院、司法院考試院および外交、国防など。 4. 国民の陳情の書面での受理。

書を受けとり、あるいは資料に基づいて自ら調査する案件、第2に、監察院が国民の書状を受けとり、委員に配分して調査をする案件、第3に、監察院会議において、委員自ら提案し、決議によって調査する案件、第4に監察院各委員会が国民の書状を受け、あるいは委員の提案を決議したことによって調査する案件として行使される。(一)審計（決算）権、監察院所属の審計（決算）部がこの審計（決算）権を行使する。審計法によると、審計権として、(i)予算執行の監督、(ii)収支命令の査定、(iii)予算と決算の審査決定、(iv)財政上の不法あるいは忠実でない職務行為の調査などを行使する。これらの審計にたずさわるメンバーは独立して審計職権を行使し、干渉を受けることはない。ただし、審計にたずさわるメンバーと被審計機関の長官あるいは会計主管の出納のメンバーが配偶者あるいは7親等内の血族関係もしくは5親等内の姻戚関係があるときは執行を回避しなければならないし、また被審計の条件と利害関係のあるものの執行は回避されなければならない。

監察院委員は、6年の任期でつぎの選出区から選ばれる（憲93条）。監察院委員の選挙も西欧諸国のオムブスマンの選出とは違った1つの特徴である。すなわち、各直轄市の選出者、蒙古の選出者、チベットの選出者、国外に居留する国民の選出者である。国民大会や立法院の選出でみられる職業団体や婦人団体からの選出規定はない（憲91条）。これらの委員は設置されて以来、1度も改正されていない。監察院委員は1947—48年には180名いたが、約150名が中国本土から台湾

省にわたり、そのまま監察院委員としての地位を保持している。したがって、72年5月現在で67名を割り、平均年齢も70歳をオーバーしている。これらの委員は、内政委員会の委員をはじめとする10の委員会（表参照）に割り割られている。

4. 中華民国憲法と戒厳令との関係

前述したように「中華民国憲法」は、1946年12月に制定されたが、まもなく内乱に陥ったことから、当時の蔣政府は総動員体制をとる。そして48年には、「国家あるいは人民が緊急危難に遭遇するのを回避し、あるいは財政経済上重大な事案に対処するため」、「動員戡乱時期臨時條款」を制定、施行した。この「條款」では、右の事態に対処するため、総統は行政院会議の決議を得て緊急処分をとることができることを定めた憲法39条あるいは43条の手續上の制限は受けないことを決議した。これによって、この「條款」では、憲法39条あるいは43条に定めた立法院の通告や立法院による追認を受けないこととなったのである。

つづいて翌49年5月には、「戒厳法」を發布した。この「戒厳法」の内容はつぎのごとくである。

(一)本（警備司令）部は、本（台湾）省の治安秩序を確保するため、特に5月20日零時より全省（台湾）の戒厳を宣告する。

(二)同日より、本部の監督下に基隆、高雄、馬公の3港の開口を維持し、並びに省内の海上交通航路を規定する以外、その他の各海港を一律封鎖し出入を厳禁する。

(三)戒厳期間中、つぎの事項について規定または禁

止する。

(1)同日より、基隆・高雄の両港、市では、毎日午前1時から午前5時までの間を外出禁止時間とし、特別な許可を得ないものは一律に交通を遮断される。その他の各都市は、必要時、当該各地の戒厳司令官が該地の状況に応じてこれを実施する以外は、暫時夜間の外出を禁止しない。

(2)基隆・高雄両市における各商店および公衆娯楽場の営業は、午後12時まで停止しなければならない。

(3)全省各地の商店や移動露店は、物価の吊上げ、ロックアウト、生活必需品の買占、または市場の攪乱をしてはならない。

(4)出入国する旅客は、本部の規定にしたがい出入国手続をし並びに出入国の検査を受けなければならない。

(5)群衆を集めて集会を開き、ストライキ、授業放棄およびデモ請願などの行動を厳禁する。

(6)文字、スローガン、またはその他の方法でもってデマをとばすことを厳禁する。

(7)人民が槍弾、武器、または危険物品を携行することを厳禁する。

(8)人民は自宅にいるか外出するかを問わず、常時身分証明書を所持し検査に備えなければならない。身分証明書のないものはすべて逮捕する。

(四)戒厳期間中、治安の攪乱を企てつぎの行為のひとつをなしたものは、法により死刑に処する、とする。すなわち、

(1)デマをとばし群衆を惑わすこと。

(2)群衆を集めて暴動をおこすこと。

(3)金融を攪乱すること。

(4)強盗または財貨を強奪すること。

(5)ストライキ、ロックアウト、秩序を乱すこと。

(6)学生ストを煽動または公然と他人の犯罪を煽ること。

(7)交通・通信を妨害または交通・通信器材を窃盗すること。

(8)公共用水や電気ガス事業を妨害すること。

(9)放火・決水して公共の危険をきたすこと。

(10)許可を得ずして槍弾または爆発物を所持すること。

このような内容をもつ「戒厳法」をはじめ、「懲治叛条令」(1949年6月)、「戡乱時期検肅匪諜(スパイ摘発)条例」(1950年6月)、「台湾省戒厳時期取締流氓(ゴロッキ)弁法」(1952年4月)、「台湾省戒厳時期軍法機関与法院審判案件画分弁法」(1952年5月)、その後「台湾省戒厳時期軍法機関自行審判及交法院審

判案件画分弁法」と改称、さらに「台湾省戒厳期間新聞紙・雑誌・図書管制弁法」(1953年7月)など、つきつぎと制定する。とくに、1953年7月の「戒厳期間新聞紙・雑誌・図書管制弁法」は、第2条で「新聞・雑誌・図書・告示・標語およびその他の出版物は左記各項の記事を載せてはならない」とし、①軍事新聞発表機関の未発表「軍事機密種類範囲内の命令」に属する各種の軍事情報。②国防・政治・外交の機密に関するもの。③共匪のために宣伝する図書文字。④国家元首を非難する図書・文字。⑤視聴を混雑させ民心士気に影響を与え、または社会治安を危害する恐れのある言論、⑥政府と人民の間の感情を挑発離間する図書・文字。」を定める。そして第4条では「本省(中国国民党台湾省)発行の新聞・雑誌・図書およびその他の出版物は、検査のために、必らず発行のとき本省保安司令部に一部送付しなければならない」とし、第5条では「新聞・雑誌・図書およびその他出版物を台湾に売込む場合は、必らず事前に主管管庁の許可を得なければならない」とし、さらにまた、第6条では「書物・雑誌の輸入は、本省保安司令部の検査を受けなければならない」と定める。

この規定によって、国内で発行された書物・雑誌等、また国外で発行され送付される各種の出版物は、必らず国家機関の検閲を受けることになる。

ところで、1960年3月には国民大会(第3回)が、1948年に制定した「動員戡乱時期臨時條款」を一部修正して、動乱時期においては、総統、副総統は三選禁止の制限を受けないこと、臨時條款の修正、廃止は国民大会が決定するというのを決議した。

つづいて、1967年2月には、この「動員戡乱時期臨時條款」第4項にもとづいて「国家安全會議」が設けられた。これによって、国防會議に属していた国家安全局、戦地政務委員会は国家安全會議のもとに吸収された。国家安全會議の主席は総統があたり、下部機構として、前述した国家安全局、戦地政務委員会のほか、国家建設計画委員会、国家総動員委員会、国家科学委員会を置いた。

国家安全會議の任務はつぎのとおりである。

(1)動員、反乱鎮定に関する大方針の決定。

(2)国防に関する重大政策の決定。

(3)国家建設計画綱要に関する決定。

(4)総力戦に関する策定と指導事項。

(5)国家動員に関する策定と監督指導。

(6)戦地政務に関する処理事項。

(7)その他、動員、反乱鎮定に関する主要事項の政策決定。

国会安全会議の構成メンバーは、議長である総統ほか副総統、総統府秘書長、参軍長、戦略顧問委員会主任委員、同主任委員、行政院長、同副院長、国防、外交、財政、経済各部長、参謀総長、国家安全会議秘書長および総統の指名する者となっている。

このメンバーによって決議された事項は、総統の認定を経て、それぞれの主管機関に送付して実施に移される。したがって、この会議で決議された事項以外の独自の院の決定は、安全会議に抵触しない範囲で実施されることになる。

5. おわりに

こうしてみると、中華民国憲法は、主権が国民全体にあることを宣言する（憲2条）。そのもとで憲法の骨格に孫文の三民主義をおく。したがって、欧米諸国にみられる人権保障と違った、いわゆる中華民国の権利保障と解されよう。なかでも、自由権を2種にわけ、国家の自由を個人の自由に優越させる思想およびその具体化は、国家の事態を危機的状況にあると認識することによって、緊急処分、戒厳令を簡単に活用し、恒久化することをも可能としている。

統治構造については、総統のもとで、五権分立制を採用していること事態中華民国憲法の特徴であることはすでにのべたが、それぞれの機関は完全に独立しているわけではない。前述したように、立法院と行政院との関係は、イギリスやわが国でみられるように、内閣制（Cabinet System）に近い形をとっているし、また、総統の選出および権限行使の現実をみるときアメリカ大統領制に近いものとなっている。その点で、両者を総合してみると近年のフランス第5共和制の統治制度に近い制度ということにもなる。

裁判制度は、司法院のもとに、最高法院、行政法院、公務員懲戒委員会をおく。刑事・民事を扱う最高法院、行政訴訟を扱う行政法院との区別は、西欧大陸型裁判ないし明治憲法下の裁判制度と類似しているといえる。しかし、公務員懲戒委員会において公務員を対象とした懲戒裁判は中華民国憲法下の特徴といえよう。また、本文でのべたように、1980年7月より、裁判官人事が行政院司法行政部から司法院に移されたことは、裁判官の独立をより一層強めるものとして評価されよう。さらにまた、戒厳令下であることもあって、十分に機能しているとはいえないが、大法官会議が違憲立法機関として設置されていることは、司法権の役割を強めるものとして評価しえよう。

そのほか中華民国憲法には、中央と地方の権限を具体的に明記し、地方制度の組織運営方法などについてもかなり詳細に定めているのが特徴的である。

（参考文献）

- (i)羅志淵編著「中国憲法与政府」、(ii)劉宗祿「中国憲法論」、在路生編著「比較憲法」、黄立德著「中国監察制度」、The Supreme Court, A Brief Introduction to the Court System of the Republic of China, (1979), Lawrence Ward Beer, Constitutionalism in Asia —Asian Views of the American influence, (1979)。